

高松高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(大洲税務署長、国税不服審判所長)

平成22年11月15日棄却・上告

(第一審・松山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月24日判決、本資料258号-254・順号11112)

判 決

控訴人(1審原告)	A漁業協同組合
同代表者代表理事	甲
同訴訟代理人弁護士	秦 清
同	本田 兆司
同	足立 修一
被控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	柳田 稔
処分行政庁	大洲税務署長 篠原 春雄
裁決行政庁	国税不服審判所長 孝橋 宏
同指定代理人	高橋 和貴
同	山本 順昭
同	池見 融
同	多田 歳男
同	増田 宏之
同	濱 孝幸
同	中野 明子
同	森岡 実
同	木村 晴夫
同	清家 正男

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 大洲税務署長が控訴人に対して平成16年6月25日付けでなした平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を1億3064万0809円、過少

申告加算税の額を396万1000円、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を1億2413万3024円、過少申告加算税の額を318万7000円、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を9675万1536円、過少申告加算税の額を251万4000円とする各更正処分のうち、総所得金額がそれぞれ794万5548円、2065万6457円、1540万7180円を超える部分並びに各賦課決定処分を取り消す。

- 3 国税不服審判所長が、平成17年6月30日付けでなした平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税の各更正処分に対する各審査請求の裁決を取り消す。

第2 事案の概要等

事案の概要、関係法令等の定め、争いのない事実等、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」第2（原判決3頁冒頭から39頁10行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決24頁16、17行目の「H共同漁業」を「H共同漁業権に係る共同漁業（以下「H共同漁業」という。）」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各処分及びこれに係る裁決はいずれも適法であり、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第3（原判決39頁11行目から77頁17行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決41頁6行目の「2月6日」を「2月11日」と、同17行目の「1月30日」を「2月3日」と各改める。

(2) 同43頁6、7行目の各「当事者」の前に「形式的な」をそれぞれ加え、同9行目の「実質的に争いが無い。」を次のとおり改める。

「弁論の全趣旨により認めることができる。控訴人は、それらの契約ないし合意、支払受領の場面における控訴人の立場は、漁業者から委任を受けた代理人である旨主張するが、控訴人がそれらの場面で代理人として行動したと認めさせる証拠はないから、採用できない。」

(3) 同44頁10行目の「上記イのとおり」の前に次のとおり加える。

「そもそも、本件砂利採取区域を含む海域を漁場の区域とするH共同漁業権は、法人たる控訴人に帰属し、控訴人の組合員は、その団体の構成員としての地位に基づき、控訴人の制定する漁業権行使規則の定めるところに従ってその共同漁業権の範囲内において漁業を営む権利を有するにすぎず、同共同漁業権は古来の入会漁業権とはその性質を全く異にするものであって、法人たる控訴人が管理権を、組合員を構成員とする入会集団が収益権能を分有する関係にはないこと（最高裁判所平成元年7月13日判決・民集43巻7号866頁参照）に加え、」

(4) 同18行目の「認識を有する」を「認識を有していた」と改める。

(5) 同49頁11行目の末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。

「控訴人は、①における漁業権等の行使制限による損失補償について、まず防衛施設局と損失補償額を合意し、その上でその合意額に整合させるように防衛施設局から控訴人に対し、損失補償申請書に記載すべき「平年粗収入」「制限時粗収入」「平年経営費」「制限時経営費」「平年所得額」「制限時所得額」の金額の指示があり、控訴人はそれに応じて損失補償申請

書を提出したものにすぎないから、損失補償申請書に記載された数字は実態を反映したものではなく、砂利採取業者等が本件漁業協力金等を営業利益の範囲内で合意したのと違いがない旨主張する。しかしながら、仮に控訴人主張のような経緯があったとすれば、それは上記訓令や漁業補償処理要領の趣旨に反したことが行われたというべきであって、控訴人において組合員である各漁業者ないし漁業者全体に生じる損失の概括的な予測が不可能であるということにはならない。」

- (6) 同 5 5 頁 2 5 行目の「実害保障」を「実害補償」と改める。
- (7) 同 5 7 頁 6 行目の「愛媛県」から 9 行目の「また、」までを削る。
- (8) 同 7 6 頁 2 0 行目末尾に次のとおり加える。

「なお、控訴人は、㊦漁協が、「砂利補償金」を受領して「仮受金」として会計処理しながら、3 年以内に組合員に配分しなかったために、宇和島税務署長から一旦法人課税されたが、その後組合員に配分したことにより、昭和 6 0 年 6 月 2 0 日付け更正の請求が認められ、税金が還付されたことを挙げ、この課税処分は本件漁業協力金等が漁業補償金であるとの「公的見解」である旨主張するが、そもそも、㊦漁協が受領した「砂利補償金」と本件漁業協力金等が同性質のものであると認めるに足りる証拠はないから、前提を欠き、失当である。」

- 2 よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第 2 部

裁判長裁判官 杉本 正樹

裁判官 政岡 克俊

裁判官 佐々木 愛彦